

京都市告示第559号

生活保護法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、生活保護法による医療扶助及び中国残留邦人等支援法第14条第2項第3号に規定する医療支援給付のための医療を担当させる機関を、次のとおり指定しました。

平成27年2月6日

京都市長 門川大作

医療機関指定

名 称	所 在 地	指定年月日
ふじおか歯科医院	東山区泉涌寺門前町29	平成26年12月3日
上賀茂薬局	北区小山西玄以町26番3	平成26年11月1日
アクア薬局	右京区嵯峨広沢御所ノ内町37-25	平成26年11月1日
ケアーズ訪問看護リハビリステーション二条城	上京区猪熊通丸太町下る中之町519京都社会福社会館別館204号	平成26年12月1日

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)